

暖らん割引制度利用規約

第1条(目的)

本規約は、当社が提供する「暖らん割引制度」(以下「本制度」といいます。)の適用条件および内容について定めるものです。

第2条(適用対象)

本制度は、次の各号の条件をすべて満たすお客様を対象とします。

1. 当社が定める一般家庭用用途として LP ガスをご利用いただいております、かつ当社所定の標準ガス料金の適用を受けたご契約中のお客様。
2. 次のいずれかのガス暖房機器をご使用のお客様
 - ガスファンヒーター
 - ガス浴室暖房乾燥機
 - ガス温水式床暖房
 - ファンコンベクター
3. 当社が本制度の適用を承認したお客様

第3条(割引内容)

1. 本制度の適用期間は、毎年 12 月検針分から翌年 4 月検針分までとします。
2. 適用期間中のガス料金のうち、従量料金について以下の割引を適用します。

月間ガス使用量	割引率
20 m ³ 以上 50 m ³ 未満	10%
50 m ³ 以上	15%

3. 割引額は、当社が定める方法により算出し、ガス料金請求時に反映します。
4. 基本料金、設備使用料その他の料金については、本制度による割引の対象外とします。

第4条(割引内容の変更)

1. 当社は、原料価格、市場環境、制度運営状況その他の事情により、本制度の内容、適用条件または割引率を変更することがあります。
2. 前項の場合、当社は事前に適切な方法によりお客様へ通知します。

第5条(適用終了)

次の各号のいずれかに該当する場合、本制度の適用を終了することがあります。

1. 第2条の適用条件を満たさなくなった場合
2. 暖房機器の撤去または使用停止が確認された場合
3. その他、当社が本制度の継続が適当でないと判断した場合

第6条(その他)

本規約に定めのない事項については、当社のガス供給約款その他関連規程によるものとします。

附則

本規約は 2026 年 12 月 1 日より施行します。